

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-01	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	国民健康保険運営協議会事務		部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑	
			担当者名	曾我	内線	2371	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-01-01	国民健康保険運営協議会費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	34年度	根拠	国民健康保険法		
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-04	健康を支える保険・医療体制の確立				
目的	国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法第11条により「国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。」ため設置すると規定されている。本会の運営に当たっては、本会を構成する各々の委員の意見が尊重され、広く民意が反映されるとともに、同法の趣旨に沿った十分な審議が可能とされる協議会の運営を目指す。						
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表委員、保険医等代表委員、公益代表委員 各 6人 ・被用者保険等保険者代表委員 3人 計 21人 国民健康保険法施行令第3条及び荒川区国民健康保険条例第2条による定数。						
内容	本会が所掌する事項は、荒川区国民健康保険運営協議会規則第2条により、「協議会は、区長の諮問に応じて、次の事項を審議する。」と規定されている。 (1) 医療の給付の充実及び改善に関すること。 (2) 保健事業に関すること。 (3) 区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事業。						
経過	1 昭和34年12月 国民健康保険と同時に設置 2 昭和61年 4月 被用者保険代表委員3名加入						
必要性	国民健康保険法により設置が義務づけられている。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 会長が各代表委員を招集（定数の1/2以上の出席、かつ、被保険者代表委員、保険医等代表委員及び公益代表委員のそれぞれ1人以上の出席で開催可）。議事は、出席者の過半数で決する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		291	291	305	305	305	305
決算額（26年度は見込み）		242	242	141	127	120	128	305
人件費等		1,271	1,222	436	847	826	416	
減価償却費				145	311	323	169	
【事務分担量】（%）		0	0	0	0	0	5	
合計（+ +）		1,513	1,464	722	1,285	1,269	713	305
特定財源	国	0	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0	0
	その他 繰入金	1,513	1,464	722	1,285	1,269	713	305
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	開催回数（26年度は見込み）（回）	1	2	1	1	1	1	2
	出席委員数（26年度は見込み）（人）	19	35	20	18	18	19	42

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	委員報酬	117	報酬	委員報酬	124	報酬	委員報酬	290
災害補償費	公務員災害補償基金掛金	1	災害補償費	公務員災害補償基金掛金	1	災害補償費	公務員災害補償基金掛金	1
需用費	食糧費（飲物代）	2	需用費	食糧費（飲物代）	3	需用費	食糧費（飲物代）	6
賃借料	開催会場賃借料	0	賃借料	開催会場賃借料	0	賃借料	開催会場賃借料	8

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	諮問事項承認率	1	1	1	1	1	諮問事項承認数 / 諮問事項数
	委員出席率	0.9	0.9	0.9		1	出席委員数 / 委員定数

（問題点・課題分析）	
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	複雑化する医療保険制度について、引き続き各界・各層からの幅広い意見を聴く必要がある。

議会議案（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-02	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	趣旨普及費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑	
			担当者名	曾我	内線	2371	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-01-01	趣旨普及費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	34年度	根拠			
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-04	健康を支える保険・医療体制の確立				
目的	国民健康保険制度のしくみ、給付内容、諸手続き等を被保険者に周知するとともに、国民健康保険財政の現状等を区民全般に伝えることにより、国民健康保険事業に対する理解と協力を得る。						
対象者等	区民全般						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 国保だよりの発行（平成26年度予定） <ol style="list-style-type: none"> (1) 配布予定枚数 45,000部 (2) 配布予定時期 6月（45,000部） (3) 配布方法 6月配布～納入通知書に同封および各区民事務所窓口等で配布する。 2 あらかわ区報による周知（随時） 3 リーフレット等の配布 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国保制度PR用リーフレット「くらしのみかた 国保ガイドブック」 (2) その他必要に応じて庁内印刷で発行 4 ポスター等の掲示 						
経過	<ol style="list-style-type: none"> 1 昭和34年国民健康保険発足 2 国民健康保険が地域住民総合扶助の制度であることを、さまざまな方法により周知 3 平成16年度から、国民健康保険料賦課算定を1回とすることに伴い、国保だよりの発行回数（年3回）を必要に応じ発行（最大年2回）に変更 						
必要性	被保険者に対し、制度のしくみや国民健康保険の財政状況などの情報を提供することは保険者の責務である。また、被保険者及び区民全般の理解と協力を得るために、国民健康保険事業の趣旨を広く普及することは必要不可欠である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	930	1,055	944	946	1,041	950	855	
決算額（26年度は見込み）	453	426	579	392	790	279	855	
人件費等	4,235	4,072	2,180	1,270	1,239	1,248		
減価償却費			726	467	484	507		
【事務分担量】（%）	1	1	0	0	0	15		
合計（+ +）	4,688	4,498	3,485	2,129	2,513	2,034	855	
特定財源								
国	0	0	0	0	0	0	0	
都	0	0	0	0	0	0	0	
その他 繰入金	4,688	4,498	3,485	2,129	2,513	2,034	855	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
国保だより（26年度は見込み）								
発行部数（部）	54,000	48,000	121,000	48,000	48,000	45,000	45,000	
発行回数（回）	1	1	2	1	1	1	1	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	印刷製本（国保だより）消耗品購入（PR用小冊子）	790	需用費	印刷製本（国保だより）	279	需用費	消耗品（PR用小冊子）、印刷製本（国保だより）	855
役務費	郵送料（国保だより）	0						
委託料	国保だより配布等委託	0						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	あらかわ区報掲載実績(件)	62	63	65	60		掲載記事の件数（年間）

問題点・課題 (指標分析)	制度改正が頻繁に行われ、給付の取り扱いなどが複雑化しているが、被保険者等に周知する方法が限られている。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	国保だよりや区報、区のホームページなどを通じて、国保制度のしくみや国保財政の現状、給付内容、諸手続きなどについて周知を行う。	国保だよりや区報、区のホームページなどを通じて、国保制度のしくみや国保財政の現状、給付内容、諸手続きなどについて周知を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	広報内容を充実し、効果的な方法により周知を図る。

議 会 質 問 状 (要旨)	
-------------------------------	--

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	被保険者割・事務費割	3,911	負担金補助及び交付金	被保険者割・事務費割	3,858	負担金補助及び交付金	被保険者割・事務費割	3,817

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	荒川区の被保険者1人あたりの負担額(円)	57.90	58.18	58.05	58.15		荒川区の負担金総額÷荒川区の被保険者数

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 被保険者数、事務費割の基本数値によって、納める負担金額が各保険者により異なる。

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	法定事業であり、現状のまま継続する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-04	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	国民健康保険事業特別会計の拠出金及び納付金、その他諸支出金		部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑	
			担当者名	曾我	内線	2371	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-01-01	老人保健医療拠出金、老人保健医療事務費拠出金					
	01-01-01	介護納付金					
	01-01-01	後期高齢者支援金、後期高齢者支援金事務費拠出金 ほか					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	58年度	根拠	国民健康保険法、老人保健法、国民健康保険高額医療費共同事業実施要綱 ほか		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-04	健康を支える保険・医療体制の確立				
目的	国民健康保険事業特別会計における老人保健医療費拠出金及び介護納付金、その他諸支出金に関する事務						
対象者等	社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険第2号被保険者・各保険者・東京都国民健康保険団体連合会・国及び都						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会保険診療報酬支払基金に対して納付する拠出金等 老人保健医療費及び事務費拠出金、介護納付金、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金 2 国民健康保険団体連合会に対して納付する拠出金 高額医療費共同事業医療費拠出金、保険財政共同安定化事業医療費拠出金、共同事業拠出金 3 その他諸支出金 保険料過誤納還付金（出納整理期間を経過した過誤納金の返還金）、国・都支出金返還金（負担金・都補助金の精算による返還金）、一般会計繰出金（国保特別会計で負担すべき経費を一般会計で負担している場合、一般会計への繰出すもの） 						
経過	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人保健医療費拠出金 昭和58年2月老人保健制度創設、医療費拠出金及び事務費拠出金開始、平成11年3月介護保険制度の施行に伴い、老人保健事業拠出金（老人保健施設整備事業に要する費用）廃止 2 介護納付金 平成9年12月介護保険法公布、平成12年4月介護第2号被保険者保険料賦課・収納を開始 3 後期高齢者支援金 平成20年4月後期高齢者支援金開始 4 高額医療費共同事業医療費拠出金 平成12年4月高額医療費共同事業医療費拠出金開始 5 保険財政共同安定化事業医療費拠出金 平成18年4月保険財政共同安定化事業拠出金開始 6 共同事業拠出金 昭和59年4月共同事業拠出金開始 						
必要性	負担することとなる費用について、各保険者が拠出金という形で負担する。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 関係法令等に基づく社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会の請求等により、支出する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		7,995,603	7,050,151	6,457,356	7,797,878	8,286,572	8,592,010
決算額（26年度は見込み）		7,659,412	6,979,029	6,380,649	7,784,360	8,130,655	8,486,710	8,110,159
人件費等		1,694	1,629	2,616	2,541	2,478	2,911	
減価償却費				872	933	968	1,183	
【事務分担量】（%）		0	0	0	0	0	35	
合計（+ +）		7,661,106	6,980,658	6,384,137	7,787,834	8,134,101	8,490,804	8,110,159
特定財源	国 調整交付金ほか	1,808,454	1,746,192	1,676,586	1,892,470	1,834,624	2,026,634	2,120,803
	都 調整交付金ほか	414,498	384,616	288,996	449,688	559,960	567,336	638,591
	その他 国民健康保険料、繰入金	5,438,154	4,849,850	4,418,555	5,445,676	5,739,517	5,896,834	5,350,765
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	老人保健医療費拠出金(千円)	472,726	58,080	66,303	5,436	0	0	1
	老人保健事務費拠出金(千円)	5,272	210	177	169	143	126	118
	介護納付金被保険者数(人)	25,401	25,316	25,653	25,902	25,333	24,394	24,812
	介護納付金1人当たり負担額(円)	45,455	44,576	46,951	51,416	56,766	61,759	61,333

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	老人保健医療費・事務費拠出金	143	負担金補助及び交付金	老人保健医療費・事務費拠出金	126	負担金補助及び交付金	老人保健医療費・事務費拠出金	119
負担金補助及び交付金	介護納付金	1,438,049	負担金補助及び交付金	介護納付金	1,506,555	負担金補助及び交付金	介護納付金	1,523,409
負担金補助及び交付金	後期高齢者支援金（事務費含む）	3,383,518	負担金補助及び交付金	後期高齢者支援金（事務費含む）	3,491,211	負担金補助及び交付金	後期高齢者支援金（事務費含む）	3,615,945
負担金補助及び交付金	高額医療費共同事業拠出金（事務費含む）	656,386	負担金補助及び交付金	高額医療費共同事業拠出金（事務費含む）	630,309	負担金補助及び交付金	高額医療費共同事業拠出金（事務費含む）	704,452
負担金補助及び交付金	保険財政共同安定化事業拠出金（事務費含む）	2,149,467	負担金補助及び交付金	保険財政共同安定化事業拠出金（事務費含む）	2,098,720	負担金補助及び交付金	保険財政共同安定化事業拠出金（事務費含む）	2,206,241
負担金補助及び交付金	その他共同事業拠出金	4	負担金補助及び交付金	その他共同事業拠出金	4	負担金補助及び交付金	その他共同事業拠出金	6
償還金科目及び割引料	還付金・返還金・繰出金	503,088	償還金科目及び割引料	還付金・返還金・繰出金	759,785	償還金科目及び割引料	還付金・返還金・繰出金	59,987

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	介護納付金1人当たり負担額(円)	51,416	56,766	61,759			当該年度介護納付金÷第2号被保険者数
	後期高齢者支援金1人当たり負担額(円)	44,636	50,359	52,782			当該年度後期高齢者支援金金額÷年度平均総数（年報A表）

（問題点・課題分析）	
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	法定事業であり、現状のまま継続する。

議会議事録 （要旨）	
---------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-05	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	保健事業費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑	
			担当者名	飯塚	内線	2371	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-01-01	保健事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	59年度	根拠	国民健康保険法、東京都国民健康保険団体連合会拠出金規則及び共同処理要綱		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-04	健康を支える保険・医療体制の確立				
目的	保健事業の実施を通じて被保険者の健康の保持増進を図ることにより、医療費の増加を抑制し、国民健康保険財政の健全化を図る。						
対象者等	被保険者						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 保養施設の開設 被保険者は、一般より安価で関東近県の宿泊施設（26年度：5施設）を利用できる。 2 温浴施設 被保険者は、日帰りで行くことのできる温泉（温浴）施設（26年度：4施設）を通常より安価で利用できる。 						
経過	<ol style="list-style-type: none"> 1 昭和35年 4月 保険事業開始 2 平成元年 7月 国民健康保険施行30周年を記念し、海の家（宿泊施設）開始（平成24年度をもって事業廃止） 3 平成 8年 7月 山の家（群馬県、平成16年度をもって事業廃止）、海の家（日帰り施設）開始（平成14年度をもって事業廃止） 4 平成24年2月 温浴施設（日帰り）と割引契約 						
必要性	国民健康保険法第82条において「保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。」とされている。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） <ol style="list-style-type: none"> 1 保養施設の開設・・・年度当初に、宿泊施設と指定契約を締結する。（利用の受付は宿泊施設） 2 温浴施設・・・年度当初に、温浴施設と指定契約を締結する。 						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	1,811	1,813	1,813	1,348	1,107	11	14	
決算額（26年度は見込み）	1,799	1,769	1,800	1,104	731	0	14	
人件費等	847	814	2,616	2,117	2,065	416		
減価償却費			872	778	807	169		
【事務分担量】（%）	0	0	0	0	0	5		
合計（+ +）	2,646	2,583	5,288	3,999	3,603	585	14	
特定財源								
国	0	0	0	0	0	0	0	
都	0	0	0	0	0	0	0	
その他 繰入金	2,646	2,583	5,288	3,999	3,603	585	14	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
保養施設利用(人)	84	100	78	15	38	53		
海の家利用(人)	598	553	554	262	318			
温浴施設利用(人)					230	321		

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
職員旅費	保養施設調査旅費	9	需用費	割引券印刷用紙	0	需用費	割引券印刷用紙	14
一般需用費	夏季施設ポスター等印刷	10						
使用料及び賃借料	夏季保養施設借上料	712						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	保養施設利用者（人）	15	38	53			
	海の家利用者（人）	262	318				
	温浴施設利用者（人）		230	321			東京染井温泉Sakuraの利用実績

問題点・課題 （指標分析）	指定保養施設の利用率が低いため、多くの被保険者が利用できる事業転換が必要である。
	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
保養施設の指定施設を見直し、利用率の向上を図る。	利用施設について、区報やホームページ等により周知を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	被保険者の健康の保持増進のため、必要な事業を行う。

議会議事 （要旨）	
--------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-06	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	脳ドック受診助成事業	部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑		
		担当者名	野口	内線	2371		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（26年度）	01-02-01	脳ドック受診助成事業					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	23年度	根拠	国民健康保険法、荒川区国民健康保険条例、荒川区脳ドック受診助成事業補助金要綱		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-04	健康を支える保険・医療体制の確立				
目的	脳卒中など脳の疾患は、自覚症状がなく、突然、発症する 경우가多く、一度、発症すると重度の後遺症や死亡に至る深刻な結果を引き起こす。そこで、保健事業の一環として被保険者の健康の増進のため、脳ドック受診に係る経費を補助する。						
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 40歳以上の国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者 ・ 現年度から前々年度まで保険料を完納している世帯の被保険者 						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脳ドック受診費用の1/2とし、2万円を限度とする。 ・ 2カ年を連続して助成を受けることはできない。 						
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年7月1日から事業開始。 						
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年々増加する医療費を抑制するため、脳疾患の早期発見、予防を図るにあたり、脳ドックの受診に係る経費を助成することで、受診を促進させる必要がある。 						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 申請受付 審査 助成決定 受診を証明する書類受理 審査 助成						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）																																							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																																	
予算額				2,494	4,046	3,044	3,037																																	
決算額（26年度は見込み）				1,941	1,110	1,225	3,037																																	
人件費等				1,270	1,239	1,663																																		
減価償却費				467	484	676																																		
【事務分担当】（%）				0	0	20																																		
合計（+ +）	0	0	0	3,678	2,833	3,564	3,037																																	
特定財源				0	0	0	0																																	
国				0	0	0	0																																	
都				0	0	0	0																																	
その他				3,678	2,833	3,564	3,037																																	
繰入金																																								
一般財源	0	0	0	0	0	0	0																																	
実績の推移	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事項名</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>脳ドック助成金利用者数(人)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>119</td> <td>67</td> <td>80</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	脳ドック助成金利用者数(人)				119	67	80	150																
事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																																	
脳ドック助成金利用者数(人)				119	67	80	150																																	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	申請書・案内チラシ用紙等	11	一般需用費	案内チラシ等用紙	7	一般需用費	案内チラシ等用紙	10
役務費	郵送料（決定通知）	12	役務費	郵送料（決定通知）	13	役務費	郵送料（決定通知）	27
その他の補助金	脳ドック助成金	1,087	負担金補助及び交付金	脳ドック助成金	1,205	負担金補助及び交付金	脳ドック助成金	3,000

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	脳ドック受診助成者数(人)	119	67	80	150	150	

(問題点・課題分析)	
他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区) 人間ドックについては、千代田区、台東区、26年度からは品川区で実施しているが、脳ドックの受診助成をする区はない。健康保険組合、共済組合等では、同種の事業を実施している保険者が多い。

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	被保険者の健康増進のため、保健事業を推進する。

(議会要旨)	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年三定一般質問「脳ドックの助成をすべき」 平成20年三定一般質問「脳ドックの助成をすべき」 平成22年三定一般質問「脳ドック検診を積極的に検討すべき」
--------	---

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-07	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	特定健診・特定保健指導事業		部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑	
			担当者名	野口	内線	2371	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（26年度）	01-01-01	特定健康診査事業費					
	01-01-01	特定保健指導事業費					
	01-01-01	特定健診・保健指導システム運用管理費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠	高齢者の医療の確保に関する法律		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-04	健康を支える保険・医療体制の確立				
目的	生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導を実施することにより、健康寿命の延伸と早世の減少の実現を図り、だれもが健康で安心して暮らせる社会の形成を目指す。						
対象者等	40～74歳の国保加入者 当該年度の7月1日～3月31日の間に75歳となる国保加入者については、「国民健康保険健康診査」として実施（特定健診と同内容）						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 特定健診の実施（26年度：7月1日・火～11月29日・土） 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者とその予備群の早期発見に着目した特定健診を実施する。 ・対象者に受診券を郵送（6月下旬） 対象者は区内の健診実施医療機関で、受診券と保険証を提示して受診する。 特定保健指導の実施（9月上旬～） 特定健診の受診結果から、保健指導対象者を選定し、健康状況に応じて「動機付け支援」「積極的支援」に階層化した特定保健指導を実施する。 ・対象者に利用券を郵送（受診後2カ月程度後） 区が委託する保健指導機関に利用予約のうえ、利用券と保険証を提示して利用する。 						
経過	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年3月 荒川区特定健康診査等実施計画（第1期、20～24年度）の策定 平成22年度から健診実施期間を1か月延長（7月～10月実施 7月～11月実施） 平成23年度は、連続未受診者に勸奨ハガキを送付（約9,000人） 平成25年3月 荒川区特定健康診査等実施計画（第2期、25～29年度）の策定 						
必要性	平成20年に「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、各医療保険者に40歳から74歳の被保険者を対象とした、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられた。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） <ol style="list-style-type: none"> 特定健診・・・業務委託（荒川区医師会） 特定保健指導・・・業務委託（プロポーザルにて業者選定） 						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）								
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額		315,422	379,959	414,077	404,489	38,082	324,094	336,391	
決算額（26年度は見込み）		237,522	279,870	277,356	276,620	279,833	277,513	336,391	
人件費等		5,082	4,886	3,488	2,541	2,478	2,495		
減価償却費				1,162	933	968	1,014		
【事務分担量】（%）		1	1	0	0	0	30		
合計（+ +）		242,604	284,756	282,006	280,094	283,279	281,022	336,391	
特定財源	国	特定健康診査・保健指導国庫負担金	28,706	30,255	34,809	34,399	33,593	34,048	38,791
	都	特定健康診査・保健指導都負担金	28,706	29,331	35,733	34,399	33,593	34,048	38,791
	その他	国民健康保険料、繰入金	185,192	225,170	211,464	211,296	216,093	212,926	258,809
	一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	特定健診受診率（%）	43.6	42.7	42.4	42.4	42.7	42.7	47.0	
	特定保健指導実施率（%）	24.4	16.8	18.6	15.7	12.0	9.5	22.0	
	初回面談の実施率								

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	外部評価委員	0	報償費	外部評価委員謝礼	0	報償費	外部評価委員謝礼	80
食糧費	外部評価委員	0	食糧費	外部評価委員会賄	0	食糧費	外部評価委員会賄	2
一般需用費	受診券・利用券印刷製本等	1,229	一般需用費	受診券・利用券印刷製本等	1,104	一般需用費	受診券・利用券印刷製本等	2,755
役務費	受診券・利用券等郵送料	2,724	役務費	受診券・利用券等郵送料	2,738	役務費	受診券・利用券等郵送料	2,732
委託料	健診・保健指導委託、データ管理委託等	265,844	委託料	健診・保健指導業務委託等	264,088	委託料	健診・保健指導業務委託等	322,192
使用料	イーサネット回線使用料（がん予防健康づくりセンター分）	893	使用料及び賃借料	回線使用料	486	使用料及び賃借料	回線使用料	91
負担金補助及び交付金	健診・保健指導負担金	9,143	負担金補助及び交付金	健診・保健指導負担金	9,097	負担金補助及び交付金	健診・保健指導負担金	8,539

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	特定健診受診率（％）	42.4	42.7	42.7	47.0	49.0	受診者数/対象者数（26・27年度は第二期実施計画目標値）
	特定保健指導実施率（％）	15.7	12.0	9.5	22.0	24.0	実施者数/対象者数（26・27年度は第二期実施計画目標値）

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・国が定める「特定健康診査及び特定保健指導の適正かつ有効な実施を図るための基本的な指針」において、区の29年度における目標値（いずれも60％以上）は極めて高い。 ・「荒川区特定健康診査等実施計画」の第1期計画から、特定健診の受診率は40％台前半にとどまっている。（特に、40歳代の受診率が低い。）
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
区報、ホームページ、町会掲示板などを活用し、事業実施に関する情報提供を行う。	引き続き、区報、ホームページ、町会掲示板などを活用し、事業実施に関する情報提供を行う。
受診券送付後一定期間が経過した時点で、未受診者に対し受診勧奨を行う。（特に受診率の低い40～59歳の未受診者に対して、周知・啓発を行っていく。）	受診勧奨の成果を確認し、今後の勧奨方法について検討を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	健康部との連携を強化し、特定健診等実施計画（第2期）に掲げた目標に向け取り組む。

（議会要旨）	・平成18年一定一般質問「健康づくりを予防重視で全庁的に取り組むべき」
--------	-------------------------------------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-08	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	賦課事務費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑	
			担当者名	岩田	内線	2374	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-04-01	賦課事務費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	34 年度	根拠	国民健康保険法			
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-04	健康を支える保険・医療体制の確立				
目的	国民健康保険加入者への医療給付等に充当する財源を確保するため、保険料を賦課する。23区においては、同一所得・同一世帯構成であれば同一保険料となるように23区全体で基準となる保険料率等を算定する「統一保険料方式」を採用している。						
対象者等	荒川区の区域内に住所を有するすべての者。ただし、次の者は除く。 (1)職場の健康保険に加入している被保険者及びその被扶養者 (2)生活保護受給者 (3)後期高齢者医療制度に加入している被保険者						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者の資格取得・喪失 国民健康保険の資格取得・喪失は、出生・死亡・転出・転入、被用者保険等他保険の離脱・加入等の発生により生じる。世帯主は届出義務があり、事実の発生から14日以内に定められている。 2 保険料の賦課 保険料は旧ただし書き所得に応じた所得割額に1人当たり定額の均等割額を合算して算出する。 3 被保険者証の交付 被保険者証は、被保険者の資格取得を示す証明書であると共に、療養給付を受けるとき医療機関に提出する医療券である。 被保険者証は一人1枚のカード型になり、2年に一度の更新を行う。 4 保険料納入通知書の発行及び転入者に対する税照会 5 資格の適用適正化調査（退職医療制度該当者、被用者保険加入者等の調査）及び広報活動 						
経過	昭和34年12月 特別区において国民健康保険発足（世帯主7割・家族5割給付） 昭和41年4月 保険料所得割額の賦課基準を区民税額から住民税額に変更 昭和48年1月 外国人登録の国民健康保険適用 昭和59年10月 退職者医療制度発足 平成12年4月 都区制度改革に伴い特別区国民健康保険調整条例廃止、23区統一保険料方式開始 平成15年4月 被保険者証カード型変更（一人一枚） 平成16年4月 保険料賦課の一回化（4月・7月 6月） 平成20年4月 後期高齢者医療制度発足・退職者医療制度の廃止（平成26年度まで経過措置有） 平成20年10月 保険料の特別徴収実施（口座振替との選択制有） 平成23年4月 保険料所得割額の賦課基準を住民税額から旧ただし書き所得に変更						
必要性	国民健康保険法第76条において、「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主または組合員から保険料を徴収しなければならない。」と規定されている。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 23区統一保険料方式により実施						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算額		22,248	39,168	21,537	43,112	22,926	45,797	23,573
決算額（26年度は見込み）		14,447	27,432	14,628	29,551	17,012	34,854	23,573	
人件費等		63,749	53,102	66,399	64,748	59,325	81,239		
減価償却費				27,394	30,105	29,333	35,220		
【事務分担量】（%）		7	6	9	10	9	1,042		
合計（+ +）		78,196	80,534	108,421	124,404	105,670	151,313	23,573	
特定財源	国	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金ほか	516	464	0	0	0	790	0
	都		0	0	0	0	0	0	0
	その他	繰入金	77,680	80,070	108,421	124,404	105,670	150,523	23,573
	一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	世帯数（26年度は見込み）（世帯）	41,665	42,446	42,496	41,959	41,778	41,706	41,442	
	被保険者数（26年度は見込み）（人）	68,070	68,376	68,210	67,253	66,458	65,160	64,161	
	資格取得者数（26年度は見込み）（人）	13,675	15,336	15,100	14,376	14,231	14,565	14,395	
	資格喪失者数（26年度は見込み）（人）	29,089	15,030	15,266	15,693	15,026	15,863	16,080	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	事務嘱託員報酬	2,359	報酬	非常勤事務嘱託員報酬	4,442	報酬	非常勤事務嘱託員報酬	4,533
共済費	事務嘱託員社会保険料等	365	共済費	非常勤事務嘱託員社会保険料等	679	共済費	非常勤事務嘱託員社会保険料等	863
一般賃金	一般賃金（事務補助）	834	賃金	臨時職員賃金	838	賃金	臨時職員賃金	863
旅費			旅費	非常勤事務嘱託員旅費	1	旅費	非常勤事務嘱託員旅費	2
一般需用費	印刷製本等（納入通知書等）	5,770	需用費	事務用消耗品、印刷製本	4,828	需用費	事務用消耗品、印刷製本	6,248
役務費	郵送料等（納入通知書）	7,684	役務費	郵送料等	16,304	役務費	郵送料等	11,064
委託料			委託料	印刷・封入封緘（保険証一言更新）	7,762			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	被保険者証再交付数（枚）	2,199	1,725	1,748			一般・退職被保険者証再交付数
	保険料納入通知書発付数（通）	62,874	63,524	62,582			当初賦課及び住民税更正に伴う保険料の変更通知の発付
	保険料軽減世帯数（世帯）	20,033	19,328	19,744			7割・5割・2割軽減世帯

（問題点・課題） （指標分析）	他法活用できる区民や外国人への適正加入が課題
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
（状況の実）	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
趣旨普及用のパンフレットを多方面で活用し周知を積極的に行う。	「国保だより」の発行回数や内容の充実を図る。
社会保険に加入していると思われる被保険者の事業者への調査等資格適正化に向けた取り組みを強化する。また、必要に応じて住民税の申告等の説明をし、資格及び賦課の適正化を促進していく。	事業者への調査をシステム化できないか検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	資格賦課事務は国保すべての基礎となる業務であり、厳格かつ適正な執行が求められる。

（議会議案） （要旨） （状況）	
------------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-09	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	高額療養費・出産費支払費用貸付事業費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑		
		担当者名	豊田	内線	2382		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-06-01	高額療養費・出産費貸付事業費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	53 年度	根拠	荒川区高額療養費支払費用貸付条例			
終期設定	有 無	年度	法令等	国民健康保険出産費資金貸付条例			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-04	健康を支える保険・医療体制の確立				
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が傷病のため高額な医療費を必要とするときに、その費用を貸付けることにより、生活の安定を図る。 ・国民健康保険加入世帯を対象に出産費用を支払うための資金を貸し付けることにより、生活の安定と福祉の増進を図る。 						
対象者等	被保険者(世帯主) ただし、後期高齢者医療制度該当者は除く						
内容	<p>【高額療養費】</p> <p>(1) 貸付限度額：高額療養費相当額の90%（診療報酬が減点されやすい、頭・心臓・救急医療の場合は80%）</p> <p>(2) 申請及び貸付単位：申請は世帯主で、1ヵ月単位</p> <p>(3) 貸付方法及び利子：手続き後4～5日目に世帯主の預金口座に振込・無利子</p> <p>(4) 返済方法：診療月の約3ヵ月後に支給される高額療養費で返済する。</p> <p>【出産費支払費用】被保険者で出産予定日まで1ヶ月以内の者の属する世帯の世帯主（出産育児一時金の直接払いを行っていない分娩機関での出産を対象） 区長が必要と認めるものは妊娠4ヶ月以上であれば貸付</p> <p>(1) 限度額：出産育児一時金支給額、42万円の80%、33万6千円（平成21年10月から）</p> <p>(2) 貸付方法及び利子：手続き後（審査後10日）、世帯主の口座に振り込み・無利子</p> <p>(3) 返済方法：当該貸付金に係る出産育児一時金で返済に充てる。</p>						
経過	<p>【高額療養費貸付】</p> <p>昭和53年6月 事業開始、貸付限度額70%</p> <p>平成 3年4月 貸付限度額改定90%</p> <p>平成 9年9月 付添看護料貸付の廃止</p> <p>平成19年4月 70歳未満の入院について、限度額適用認定証を事前に交付（これに伴い貸付需要は激減）</p> <p>【出産費支払費用貸付】</p> <p>平成12年12月 国から出産費貸付の取組み通知</p> <p>平成13年 7月 政府管掌保険にて事業開始</p> <p>平成13年11月 当区において事業開始</p>						
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・高額の医療費及び出産費については、一時的に多額の費用が必要になる。 ・平成21年10月1日からの分娩に対して、出産育児一時金の直接払い制度が実施されたが、本制度を実施していない分娩機関もある。また、海外出産などは適用されないことから需要がある。 						
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>申請に必要なもの 被保険者証、銀行口座番号(世帯主)、印鑑(世帯主)、領収書(高額)・母子手帳(出産)</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	25,045	17,432	12,247	14,550	9,792	12,190	8,823	
決算額（26年度は見込み）	14,348	12,694	7,563	13,970	6,272	5,056	8,823	
人件費等	11,011	9,773	10,464	10,163	12,392	12,476		
減価償却費			3,486	3,732	4,841	5,070		
【事務分担量】（%）	1	1	1	1	2	150		
合計（+ +）	25,359	22,467	21,513	27,865	23,505	22,602	8,823	
特定財源								
国	0	0	0	0	0	0	0	
都	0	0	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	25,359	22,467	21,513	27,865	23,505	22,602	8,823	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
高額貸付件数（26年度は見込み）(件)	70	87	61	71	35	24	45	
出産貸付件数（26年度は見込み）(件)	26	9	2	3	1	1	3	
高額貸付金額（26年度は見込み）(千円)	6,823	9,911	6,875	12,955	5,934	4,715	7,802	
出産貸付金額（26年度は見込み）(千円)	7,512	2,768	672	1,008	336	336	1,008	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	PR用再生紙	0	一般需用費	ちらし用用紙	3	一般需用費	ちらし用用紙	5
役務費	郵送料	2	役務費	郵送料	2	役務費	郵送料	8
貸付金	高額療養費貸付金	5,934	貸付金	高額療養費貸付金	4,715	貸付金	高額療養費貸付金	7,802
"	出産資金貸付金	336	貸付金	出産費資金貸付金	336	貸付金	出産費資金貸付金	1,008

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度見込み	目標値(27年度)	
標	高額貸付件数(件)	71	35	24	45		申請から貸付までの日数（審査後2～3日）（26年度は見込み）
	出産費貸付件数(件)	3	1	1	3		申請から貸付までの日数（審査後10日）（26年度は見込み）

（問題点・課題分析）	<p>【高額療養費貸付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険料の未納・滞納世帯には限度額認定証が発行できない。 ・複数の医療機関への通院にかかる高額療養費は現物給付制度が適用できない。 <p>【出産費用貸付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接払い制度の利用は被保険者の任意である。 ・直接払い制度を実施しない分娩機関もある。
	<p>他区の実況</p> <p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p>

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
被保険者の医療費負担に対するの利便の向上を図るため、「限度額認定証」制度や委任払い制度について周知・広報を行う。	被保険者の医療費負担軽減制度の利便性向上のため、「限度額認定証」制度や委任払い制度について周知・広報の充実を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	貸付の需要は減少しているものの、一時的に多額の費用を必要とする被保険者に対して貸付を実施する。

議（要旨）	
-------	--

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
共済費	臨時職員健康保険料等	9	共済費	臨時職員雇用保険料	10	共済費	臨時職員雇用保険料	115
一般賃金	事務補助	697	賃金	臨時職員賃金	544	賃金	臨時職員賃金	719
一般需用費	印刷製本（支給決定通知書等）	1,041	一般需用費	消耗品、印刷製本	693	一般需用費	消耗品、印刷製本	889
役務費	郵送料（第三者行為通知等）	1,292	役務費	郵送料	1,237	役務費	郵送料	1,777
委託料	第三者行為損害賠償委託	95	委託料	第三者行為損害賠償請求事務委託	189	委託料	第三者行為損害賠償請求事務委託	243

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	区内不当利得者への催告の強化(回)	2		1			催告回数
	不当利得収納率（一般現年分）	0.382		0.346			
	国保連合会の第三者行為求償事務委託の活用(件)	23	18	36			委託件数増により、求償金額増を目指す。

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・受給資格が喪失しているにもかかわらず国保証で受診をしてしまった者のうち、区外へ転出あるいは出国をしてしまった者からの医療費の返還状況は厳しい。不当利得の判明後、速やかな返納請求手続きを行うことにより返還を求めているが、納付状況は悪い。過年度分は督促をかけても納付は無い状況である。 ・国保連で受託しない自転車事故等の第三者行為が増えている。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	返納事由発生後の速やかな請求を行うとともに、未納者に対し、催告・督促の強化を図る。	返納事由発生後の速やかな請求を行うとともに、未納者に対し、催告・督促の強化を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	被保険者へ適正な保険給付を行っていく。

議 会 要 質 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-11	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	医療費適正化対策事業		部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑	
			担当者名	豊田	内線	2382	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-08-01	医療費適正化対策事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	5年度	根拠	国民健康保険法、国民健康保険特別調整交付金		
終期設定	有	無	年度	法令等	交付方針		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-04	健康を支える保険・医療体制の確立				
目的	当区の被保険者一人当たり医療費は、23区平均より高い水準にあることから、医療費の適正化を図るとともに、被保険者に対し健康や予防に関する意識の向上を促す。						
対象者等	被保険者及び医療機関						
内容	1 医療費分析を踏まえた糖尿病重症化予防等 (1) 医療費分析 (2) 糖尿病・糖尿病性腎症の重症化予防 (3) ジェネリック医薬品利用差額通知 2 医療費通知の実施 9月（1月～6月受診分）と3月（7月～12月受診分）の年2回、1,000点以上のレセプトについて、医療費の額等を下記内容により通知する。 (1)受診年月日に関すること (2)受診者に関すること (3)入院・通院の回数 (4)医療費の額に関すること (5)医療機関の区別 3 レセプト点検員(平成20年度～業務委託)によるレセプト内容点検の充実強化						
経過	1 平成 3年 4月 疾病分類統計調査の開始 2 平成 5年 4月 上記調査を基に本事業開始 3 平成 8年 4月 レセプト点検員制度導入(専門非常勤を配置) 4 平成 12年 6月 医療費通知実施(実施要領制定) 5 平成 17年 9月 重複・頻回受診者訪問指導事業実施(平成22年3月で終了) 6 平成 20年 4月 レセプト点検専門業者委託実施 7 平成 20年 12月 画像レセプト方式導入 8 平成 21年 8月 ジェネリック医薬品希望カード配布 9 平成 25年 4月 糖尿病重症化予防等による医療費適正化事業の開始						
必要性	当区の一人当たり医療費は、23区平均より高い水準にあることから、抑制のためにも医療費適正化対策事業の効果を検証し、継続する必要がある。						
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						
	1 国民健康保険診療(調剤)報酬明細書内容点検業務委託 2 糖尿病重症化予防等による医療費適正化事業業務委託						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		35,430	24,907	27,157	27,056	23,297	44,428
決算額(26年度は見込み)		31,263	20,193	20,955	20,087	19,777	39,188	48,163
人件費等		1,694	1,629	1,744	1,694	1,652	579	
減価償却費				581	622	645	676	
【事務分担量】(%)		0	0	0	0	0	20	
合計(+ +)		32,957	21,822	23,280	22,403	22,074	40,443	48,163
特定財源	国 調整交付金	0	0	0	0	0	8,189	8,925
	都	0	0	0	0	0	0	0
	その他 繰入金	32,957	21,822	23,280	22,403	22,074	32,254	39,238
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	一人当たり医療費(一般+退職)(円)	282,490	275,845	274,756	282,696	286,610	294,822	301,898
	(一般)(円)	276,893	270,753	269,099	276,690	281,605	290,301	297,752
	(退職)(円)	512,684	501,727	457,407	465,480	456,378	490,447	502,381
	レセプト内容点検(枚)	747,677	981,245	987,232	1,002,193	1,004,180	1,006,702	1,020,000

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	事務嘱託員報酬	10,582	報酬	非常勤事務嘱託員報酬	10,753	報酬	非常勤事務嘱託員報酬	8,991
共済費	事務嘱託員社会保険料等	1,601	共済費	事務嘱託員社会保険料等	1,752	共済費	事務嘱託員社会保険料等	1,398
特別旅費	事務嘱託員旅費	3	旅費	事務嘱託員旅費	2	報償費	柔道整復療養費調査会	247
食糧費	柔道整復療養費調査会	0	需用費	印刷製本（医療費通知）ほか	545	旅費	事務嘱託員旅費	4
一般需用費	印刷製本（医療費通知書等）	511	役務費	郵送料	2,850	需用費	医療費通知印刷等	684
役務費	郵送料（医療費通知等）	2,757	委託料	糖尿病重症化予防・レセプト点検	23,286	役務費	郵送料	2,955
委託料	診療報酬明細点検業務委託	4,323	賃借料	柔道整復療養費調査会	0	委託料	糖尿病重症化予防、レセプト点検	33,877

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	一人当たりの医療費（一般分） （円）	276,690	281,605	290,301	297,752		総費用額 ÷ 平均被保険者数
	レセプト点検の財政効果（円）	435	760	769			過誤調整額 ÷ 平均被保険者数

（問題点・課題 分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・荒川区の国保一人当たり医療費は23区平均より高い水準（平成24年度・11位）にある。 ・平成24年3月に改訂した「荒川区健康増進計画」には、「がん対策」に加え「糖尿病対策」の2つを重点目標に掲げ、国においても「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を全面改正し、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」を明記した。 ・荒川区国民健康保険事業において、約200人の方が人工透析を受けており、増加傾向にある。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病性腎症の重症化に積極的に取り組んでいる区はない。 ・ジェネリック医薬品差額通知については、24年度3区が積極的な取組みを行った。

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	引き続き、医療費分析、糖尿病重症化予防、ジェネリック医薬品利用差額通知を委託により実施する。	高度な医療費分析、糖尿病重症化予防対象者の拡大、引き続きジェネリック医薬品差額通知を委託により実施する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	医療費適正化は新たな医療制度改革においても焦点となっており、今後も重点を置いて展開していく必要がある。

議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-12	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	一般被保険者療養給付費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑		
		担当者名	豊田	内線	2382		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-01-01	一般被保険者療養給付費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	34 年度	根拠	国民健康保険法			
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-04	健康を支える保険・医療体制の確立				
目的	一般被保険者の療養の給付（現物給付）に要する費用を支出。療養の給付とは、被保険者であることを被保険者証によって保険医療機関等に明らかにすると同時に、保険医療機関等から医療そのものの給付を受け、その診療に対する報酬は保険医療機関と保険者との間で決済するものである。						
対象者等	一般被保険者及び保険医療機関						
内容	1 療養の給付内訳 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 なお、療養の給付そのものではないが、入院時食事療養費、訪問看護療養費に関する保険者負担分も本事業から支出。						
経過	1. 昭和34年12月 国民健康保険発足（世帯主7割・家族5割） 2. 昭和40年1月 家族7割給付実施 3. 平成6年10月 入院時食事療養費制度、訪問看護療養費の創設 付添看護療養費の廃止 4. 平成9年9月 一部負担金（外来薬剤）改定 5. 平成14年10月 一部負担金改正 6. 平成18年10月 一部負担金改正（70歳未満課税と上位所得者） 自己負担割合改正（70歳以上一定以上所得者） 7. 平成20年4月 一部負担金改正70歳以上1割 2割負担、限度額改正（但し20年度については凍結） 8. 平成21～25年度 継続凍結 9. 平成26年4月 平成26年4月2日以降に70歳になる被保険者から自己負担割合が2割に変更 平成26年4月1日までに70歳以上になっている被保険者は、1割負担（現役並み所得者は3割負担）						
必要性	国民健康保険法第36条で保険者は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う、と規定されている。必要な保険給付とは、診察、薬剤治療材料、処置手術、収容等をいう。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 上記「療養の給付の制度」参照						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		13,366,327	13,719,093	13,478,820	13,254,108	13,199,895	13,324,793
決算額（26年度は見込み）		13,115,103	12,800,771	12,700,734	12,903,123	13,033,584	13,320,989	13,684,884
人件費等		10,164	9,366	10,028	9,739	9,500	9,565	
減価償却費				3,341	3,577	3,711	3,887	
【事務分担量】（%）		1	1	1	1	1	115	
合計（+ +）		13,125,267	12,810,137	12,714,103	12,916,439	13,046,795	13,334,441	13,684,884
特定財源	国 療養給付費等負担金ほか	3,570,640	3,075,818	3,433,053	4,006,849	3,817,808	3,529,956	3,357,331
	都 調整交付金	754,191	650,863	387,045	683,653	669,919	898,917	907,330
	その他 国民健康保険料ほか	8,800,436	9,083,456	8,894,005	8,225,937	8,559,068	8,905,568	9,420,223
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	一人当たり療養費（26年度見込み）（円）	276,893	270,753	269,099	276,690	281,605	290,301	297,752
	23区順位（位）	1	6	8	10	11		
	給付件数（26年度は見込み）（件）	1,013,556	977,538	957,098	954,689	967,361	968,477	972,028

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	負担金補助及び交付金	13,033,584	負担金補助及び交付金	一般被保険者療養給付費	13,320,989	負担金補助及び交付金	一般被保険者療養給付費	13,684,884

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度見込み	目標値(27年度)	
標	一人当りの療養諸費（一般分）(円)	276,690	281,605	290,301	297,752		総費用額 ÷ 平均被保険者数
	給付件数(件)	954,689	967,361	968,477	972,028		

問題点・課題 (指標分析)	荒川区の国保の資格喪失（社会保険加入、転出）後も、荒川区の被保険者証で受診(不当利得)する事例がある。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	返納事由発生後の速やかな請求を行うとともに、未納者に対する催告・督促の強化を図る。	返納事由発生後速やかに対象者に請求を行い、未納者に対する催告・督促の強化を図る。
	資格喪失者による不当利得を減らす取組みとして、広報等の他部署との連携により、周知の徹底を図る。	広報等の他部署の連携により周知の徹底を図り、資格喪失者の不当利得を減らす取組を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	法定の事業であり、現状のまま継続する。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-13	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	退職被保険者療養給付費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑	
			担当者名	豊田	内線	2382	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-01-01	退職被保険者等療養給付費					
事務事業の種類	新規事業	（26年度	25年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	59年度	根拠	国民健康保険法		
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-04	健康を支える保険・医療体制の確立				
目的	退職者医療制度対象者の療養の給付（現物給付）に要する費用を支出する。						
対象者等	退職被保険者等及び保険医療機関						
内容	<p>【退職者医療制度】高齢の退職者が、在職中の健康保険から退職によって国民健康保険に加入することになるため、医療の必要性が高まる時期に給付水準が低下し、その医療費が国庫と他の国民健康保険加入者に依存するなどの不合理を是正するために設けられた制度</p> <p>1 資格要件</p> <p>(1) 国民健康保険加入者で65歳未満</p> <p>(2) 被用者年金の老齢年金などが受けられる者で、その加入期間が20年以上、または40歳以降の加入期間が10年以上ある者</p> <p>2 療養の給付内容については、一般被保険者療養給付費と同様である。</p>						
経過	1	昭和59年10月	退職者医療制度発足				
	2	平成6年10月	入院時食事療養費制度、訪問看護療養費の創設 付添看護療養費の廃止				
	3	平成9年9月	一部負担金（外来薬剤）改定				
	4	平成10年7月	療養給付費交付金に、退職被保険者に係る老人保険医療費拠出金1/2相当額を算入				
	5	平成14年10月	療養給付費交付金に、退職被保険者に係る老人保険医療費拠出金全額を算入				
	6	平成15年4月	一部負担金改正				
	7	平成20年3月	退職者医療制度廃止(26年度まで65歳未満の退職者を対象として経過措置あり)				
必要性	高齢退職者の給付率の低下を防止し、国民の医療保障を生涯を通じて一貫したものとし 被用者保険と国保との退職者をめぐる費用負担の不合理を是正するため、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第116号）により、規定が整備された。						
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>社会保険診療報酬支払基金へは、政管健保・組合健保・船員組合・各種共済組合等から拠出金を支出している。</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	578,368	533,476	611,428	1,058,660	690,978	638,759	414,914	
決算額（26年度は見込み）	578,367	518,738	645,746	689,296	601,558	504,196	414,914	
人件費等	5,082	4,479	4,796	4,658	7,022	7,069		
減価償却費			1,598	1,711	2,743	2,873		
【事務分担量】（%）	1	1	1	1	1	85		
合計（+ +）	583,449	523,217	652,140	695,665	611,323	514,138	414,914	
特定財源								
国	0	0	0	0	0	0	0	
都	0	0	0	0	0	0	0	
その他	療養給付費等交付金ほか	583,449	523,217	652,140	695,665	611,323	514,138	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	一人当り療養諸費（26年度見込み）（円）	512,684	501,727	457,407	465,480	456,378	480,137	488,139
	23区順位（位）	4	1	3	3	5		
	給付件数（26年度は見込み）（件）	39,946	34,331	43,636	43,452	39,493	33,887	31,210

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
養老金補助及び交付金	退職被保険者療養給付費	601,558	養老金補助及び交付金	退職被保険者療養給付費	504,196	養老金補助及び交付金	退職被保険者療養給付費	414,914

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	一人当り療養諸費（退職分）（円）	465,480	456,378	480,137	488,139		総費用額 ÷ 平均被保険者数
	給付件数（件）	43,452	39,493	33,887	31,210		

（問題点・課題分析）	
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	法定事業として現状のまま継続する。

議（要旨）	
況（要旨）	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	一般被保険者療養費	392,869	負担金補助及び交付金	一般被保険者療養費	374,847	負担金補助及び交付金	一般被保険者療養費	360,936

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	給付件数(件)	45,274	44,975	43,425	42,962		
	保険料充当件数(件)	22	26	33			保険料の滞納解消

問題点・課題 (指標分析)	療養費請求(柔道整復)では、疑義のある請求が増えている。
	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	医療費通知により被保険者から寄せられた療養費請求の疑義については、保険者として調査・是正し、関係機関(東京都等)に情報提供を行っていく。	引き続き医療費通知により寄せられた療養の給付にかかる疑義については、保険者として医療機関等関係機関への調査、報告等を行っていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	法定の事業であり、現状のまま継続する。

議会 (要旨) 状況	
------------------	--

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
養老金補助及び交付金	退職被保険者療養費	12,623	養老金補助及び交付金	退職被保険者療養費	10,783	養老金補助及び交付金	退職被保険者療養費	6,881

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	給付件数（26年度は見込み）（件）	1,881	1,578	1,256	1,091		

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	法定の事業であり、現状のまま継続する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-16	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	診療報酬の審査および支払	部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑		
		担当者名	豊田	内線	2382		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-01-01	診療報酬の審査および支払					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	34年度	根拠	国民健康保険法、東京都国民健康保険団体連合		
終期設定	有	無	年度	法令等	会との委託契約、覚書及び協定書		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-04	健康を支える保険・医療体制の確立				
目的	医療機関等から請求される診療報酬明細書を審査し、診療報酬の適正かつ迅速な支払いを行う。						
対象者等	被保険者及び医療機関等						
内容	東京都国民健康保険団体連合会に診療報酬の審査及び支払に関する事務を委託し、次の経費を支出する。 (1) 審査支払手数料 診療報酬審査支払手数料 療養費審査手数料 (2) 共同電算処理手数料 入力処理費 テープ作成料 (3) レセプト電算処理負担分 (4) 画像レセプト作成管理及びレセプト処分手数料						
経過	1 昭和34年12月 審査及び支払に関する事務開始 2 平成4年4月 共同電算処理、レセプト電算処理事業開始 3 平成20年12月 荒川区画像レセプト方式導入 4 平成23年4月 診療報酬審査支払手数料一本化 5 平成23年11月 9月診療分の診療報酬の早期支払化実施予定（国保連への支払日変更）						
必要性	各保険者が共有する事務処理を一括して委託することにより、スケールメリットがある。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 委託先：東京都国民健康保険団体連合会 ・年度当初に当該年度の委託契約を締結し、毎月指定された期日までに支払う。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		60,115	70,437	66,059	64,892	63,209	59,715
決算額（26年度は見込み）		56,451	65,016	64,222	62,051	59,794	59,715	61,983
人件費等		1,694	814	872	847	826	832	
減価償却費				291	311	323	338	
【事務分担量】（%）		0	0	0	0	0	10	
合計（+ +）		58,145	65,830	65,385	63,209	60,943	60,885	61,983
特定財源の推移	国	0	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0	0
	その他	58,145	65,830	65,385	63,209	60,943	60,885	61,983
	繰入金							
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	審査手数料件数（26年度は見込み）（件）	1,061,359	1,059,341	1,048,070	1,045,796	1,053,507	1,047,377	1,068,268
	支払手数料件数（26年度は見込み）（件）	1,019,631	1,015,945	1,002,466	995,760	1,011,255	1,004,678	1,012,118

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	第五子数科指導課職文字手数料共同電算処理手数料シフト電算処理費等	59,794	委託料	審査支払手数料等	59,715	委託料	審査支払手数料等	61,983

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	審査手数料件数(件)	1,045,796	1,053,507	1,047,377	1,068,268		

（問題点・課題分析）	
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	国保運営上の必要な事業であり、現状のまま継続する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-17	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	高額療養費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑		
		担当者名	豊田	内線	2382		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（26年度）	01-01-01	一般被保険者高額療養費					
	01-01-01	退職被保険者等高額療養費					
	01-01-01	一般被保険者高額介護合算療養費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	48年度	根拠	国民健康保険法		
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-04	健康を支える保険・医療体制の確立				
目的	医療水準の上昇に伴い、医療費が極端に高額化する傾向がみられることに対応し、被保険者の自己負担の軽減を図るため導入された制度であり、一部負担金の額が一定の限度額を超えた場合に、その超えた額を支給するものである。						
対象者等	被保険者						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 同じ月内に同じ医療機関（入院・外来・医科・歯科別）に支払った一部負担金が、一定の限度額を超えたとき、その超えた分を高額療養費として支給する。 2 厚生労働大臣の指定した特定疾病（血友病、血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症及び人工透析が必要な慢性腎不全）の場合は、同じ月内に同じ医療機関に支払った一部負担金は10,000円までとなり、超えた部分は高額療養費として支給する。 3 月の途中で、75歳到達により後期高齢者医療制度へ移行した者のその月の限度額は1/2となる。 						
経過	<ol style="list-style-type: none"> 1 昭和48年12月 当区において高額療養費支給制度創設（30,000円以上） 2 昭和50年10月 国において高額療養費法定給付実施（30,000円以上） 3 昭和51年8月～平成13年1月 高額療養費限度額9回の改定 4 平成18年10月1日 高額療養費限度額変更 5 平成20年4月1日 高額介護合算療養制度導入（21年度支給開始） 6 平成21年1月1日 75歳到達月の自己負担限度額の特例制度施行 7 平成22年4月 非自発的失業者の保険料軽減策に伴う高額療養費の区分の再判定実施 8 平成24年4月 通院療養費の現物給付実施 						
必要性	国民健康保険法第57条の2において、保険者は一部負担金等の額が著しく高額である時は、世帯主または組合員に対し、高額療養費を支給することが規定されている。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） <償還払> 医療機関からのレセプトが到着（診療月から2～3月） 該当世帯を確認 申請書発送 <現物払> 限度額認定証（交付申請が必要）を医療機関に提示 窓口で支払いが限度額までとなる						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		予算額	1,414,232	1,507,287	1,676,300	1,610,224	1,737,299	1,741,083
決算額（26年度は見込み）	1,378,892	1,444,782	1,479,051	1,569,355	1,601,028	1,616,445	1,649,372	
人件費等	9,317	8,958	9,592	9,316	9,087	9,149		
減価償却費			3,196	3,421	3,550	3,718		
【事務分担量】（%）	1	1	1	1	1	110		
合計（+ +）	1,388,209	1,453,740	1,491,839	1,582,092	1,613,665	1,629,312	1,649,372	
特定財源	国 療養給付費等負担金、調整交付金	351,780	329,448	371,696	383,494	440,836	408,279	388,314
	都 都費補助金、調整交付金	77,249	72,867	46,805	69,800	149,068	107,239	101,477
	その他 繰入金	959,180	1,051,425	1,073,338	1,128,798	1,023,761	1,113,794	1,159,581
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	一般支給件数（高額介護合算含む）（件）	20,564	24,394	38,205	26,649	27,248	23,354	20,069
	退職支給件数（高額介護合算含む）（件）	1,541	689	945	1,033	950	744	692

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	一般被保険者高額療養費退職被保険者高額療養費	1,601,028	負担金補助及び交付金	高額療養費、高額介護合算療養費	1,616,445	負担金補助及び交付金	高額療養費、高額介護合算療養費	1,649,372

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度見込み	目標値(27年度)	
標	高額療養費支給件数(件) (高額介護合算療養費支給件数)	27,646(36)	28,164(34)	24,092(6)	20,757(4)		一般 + 退職
	保険料充当件数(件)	119	131	122			保険料の滞納解消

（問題点・課題分析）	
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	法定の事業であり、給付額も増加している。

議（要旨）	況（質問状）
-------	--------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-18	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	出産育児一時金	部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑		
		担当者名	豊田	内線	2382		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-01-01	出産育児一時金				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	34 年度	根拠	国民健康保険法			
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-04	健康を支える保険・医療体制の確立				
目的	被保険者の出産に対して、条例で定める金額を世帯主に支給する。						
対象者等	被保険者						
内容	1. 被保険者が出産した場合、世帯主に支給されるもので、平成6年10月施行の国民健康保険法改正により、従来の「助産費」と「育児手当金」を統合して創設された。 2. 支給金額350,000円（平成10年4月1日以降出産の場合、なお、平成10年3月31日までの出産については300,000円） 3. 妊娠12週（85日）以上であれば、死産・流産を問わず支給する。 4. 同一出産につき、社会保険等他の健康保険からこれに相当する給付がある場合には、支給されない。 5. 平成13年11月1日より、出産費資金貸付事業開始（内容については、「出産費資金貸付事業」参照） 6. 平成19年 4月 出産一時金を区から医療機関等に支払う受取代理制度開始。 7. 平成21年 1月 産科医療制度制定に伴い、その保険料分として支給額を引き上げ 35万円 38万円 8. 平成21年10月 医療機関等への直接払い制度開始に伴い、支給額を引き上げ 38万円 42万円						
経過	1. 昭和34年12月 国民健康保険発足時に助産費として実施 2. 昭和43年 4月 育児手当金創設 3. 平成 6年10月 出産育児一時金の創設 4. 平成19年 4月 出産育児一時金受取代理制度開始 5. 平成21年 9月30日 受取代理制度廃止 6. 平成21年10月 医療機関への直接払い制度の開始(支払国保連へ 21年度手数料支払件数) 7. 平成23年 4月 直接払い制度・支給額の恒久化						
必要性	国民健康保険法第58条において、保険者は被保険者の出産に関して、出産育児一時金の給付を行うものとする規定されている。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ○医療機関等への直接支払制度...健康保険証を提示して、分娩する医療機関等に申込み。 ○直接支払制度を利用しない場合は、保険者へ申請する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		153,192	165,252	173,460	167,020	177,240	200,410
決算額（26年度は見込み）		144,241	128,950	154,166	167,007	172,700	160,752	159,180
人件費等		2,541	3,258	4,360	4,235	4,131	4,159	
減価償却費				1,453	1,555	1,614	1,690	
【事務分担量】（%）		0	0	1	1	1	50	
合計（+ +）		146,782	132,208	159,979	172,797	178,445	166,601	159,180
特定財源	国	0	2,720	7,400	5,270	730	0	0
	都	0	0	0	0	0	0	0
	その他 繰入金	146,782	129,488	152,579	167,527	177,715	166,601	159,180
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	支給件数（26年度は見込み）（件）	406	338	368	399	410	384	379

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	出産育児一時金	172,700	負担金補助及び交付金	出産育児一時金	160,752	負担金補助及び交付金	出産育児一時金	159,180

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	支給件数(件)	399	410	384	379		
	保険料充当件数(件)	53	79	52			保険料の滞納解消

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・直接払いの制度を実施しない医療機関もあり、外国人の海外出産とともに窓口請求が残っている。また、同制度に伴う国保連合会への支払い事務が増えている。 ・直接払いの制度を利用していない医療機関へは、出産育児一時金の「受取代理制度」が残っているため事務処理が複雑化している。 ・出産育児一時金の支給により未納保険料へ一部充当し、収納率向上にも努めていたが、未納世帯においても直接払い及び受取代理制度が選択できるため、保険料充当は少なくなる。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	出産育児一時金の請求支払について、積極的なPRを行っていく。	出産育児一時金の制度を含めて、区報等を通して、積極的なPRを行っていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	法定の事業であり、少子化対策に寄与している。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
葬祭費補助及び交付金	葬祭費	21,840	葬祭費補助及び交付金	葬祭費	23,660	葬祭費補助及び交付金	葬祭費	23,660

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	給付件数(件)	296	312	338	338		
	保険料充当件数(件)	12	9	6			保険料の滞納解消
	対象者への支給率(%)	83.1	87.6	93.6			給付件数 ÷ 被保険者（死亡者）

問題点・課題 (指標分析)	葬祭費の請求権が消滅する2年経過後に、申請の問合せがある。
	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
請求方法について、区民事務所等と連携を図り、区報やホームページ等により周知を行う。	請求方法について、区報等への掲載、区民事務所等と連携を図り、周知に努める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	法定の事業であり、現状のまま継続する。

議会 (要旨) 状況	
------------------	--

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	結核・精神医療給付金	15,334	負担金補助及び交付金	結核・精神医療給付金	15,089	負担金補助及び交付金	結核・精神医療給付金	15,778

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	受給者証発行件数(件)	919	1,030	996			
	給付件数(件)	12,582	13,292	13,256	13,987		

（問題点・課題 指標分析）	受給者証の発行について、社保や後期高齢者医療制度の加入者については、都単独公費事業として、各医療保険者を経由することなく事務が行われている。特別区は、東京都に対し、都単独公費事業に一本化することを要望しているものの実現されていない。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
自立支援医療制度の受給者証の交付窓口が一本化できるよう、引き続き東京都へ要望する。	自立支援医療制度の受給者証の交付窓口が一本化できるよう、引き続き東京都へ要望する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	法定の事業であり、現状のまま継続する。

議（要旨）	平成13年3月 一定一般質問 「結核・精神医療給付金における自己負担導入について」
-------	---

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-21	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	後期高齢者医療制度に係る事務事業	部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑	担当者名	大島
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-02-01	後期高齢者医療事務費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-04	健康を支える保険・医療体制の確立				
目的	後期高齢者医療制度の運営において、被保険者の資格取得、喪失及び変更等に係る窓口業務を迅速かつ的確に行うため、都広域連合と連携・協力して事務処理を行い、被保険者へサービスを円滑に提供する。						
対象者等	1 75歳以上の者 21,265人(平成26年3月末日現在) 75歳の誕生日を迎えた当日から資格取得 2 65歳から74歳で一定の障がいを持ち都広域連合の認定を受けた者、東京都から転出して他の道府県の特別養護老人ホーム等に入所している者（居住地特例）						
内容	1 運営主体 東京都後期高齢者医療広域連合（平成19年3月1日設立、62区市町村で構成される） 2 患者負担 1割または3割（現役並所得者） 3 保険給付 現物給付（医療サービスの提供等）及び現金給付（療養費の支給等） 患者負担と保険給付は、老人保健制度と同様 4 財源構成 5 保健事業 75歳以上の被保険者に対する健診は、法令で「広域連合の努力義務」とされている。 6 事務の分担 区：保険料の徴収と窓口業務 広域連合：資格・賦課・給付業務						
経過	平成18年6月、医療制度改革関連法が成立。健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正される。 平成20年4月、後期高齢者医療制度が施行。						
必要性	荒川区後期高齢者医療に関する条例第2条において、区が行う事務が規定されている。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 1 資格取得、喪失及び変更受付 2 被保険証等の引渡し 3 住民基本台帳等の広域連合への情報提供 4 各種申請書等の受付 5 相談・照会への対応						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		46,597	65,940	69,713	43,763	66,476	58,984
決算額（26年度は見込み）		41,812	43,969	43,012	21,713	52,969	45,432	70,023
人件費等		25,963	42,635	46,949	44,525	52,725	60,714	
減価償却費				17,023	18,038	22,331	27,209	
【事務分担量】（%）		3	6	6	6	7	805	
合計（+ +）		67,775	86,604	106,984	84,276	128,025	133,355	70,023
特定財源	国	0	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0	0
	その他 繰入金	67,775	86,604	106,984	84,276	52,969	133,355	70,023
一般財源		0	0	0	0	75,056	0	0
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	被保険者数(年度末)(人)	18,630	19,312	19,998	20,510	20,989	21,265	21,600
	26年度は見込み							

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
共済費	臨時職員雇用保険料	4	共済費	臨時職員社会保険料	4	共済費	臨時職員社会保険料	9
一般賃金	臨時職員（被保険者証切替）	280	一般賃金	臨時職員賃金	280	一般賃金	臨時職員賃金	576
旅費	後期高齢者担当旅費	5	旅費	後期高齢者医療担当旅費	4	旅費	後期高齢者医療担当旅費	15
一般需用費	パンフレット・MO・窓あき封筒等	680	一般需用費	事務用消耗品窓あき封筒等	459	一般需用費	事務用消耗品窓あき封筒等	637
役務費	郵送代金等	7,656	役務費	郵送代	2,198	役務費	郵送代	9,107
委託料	後期医療制度システム運用委託等	37,666	委託料	後期医療制度システム運用委託等	40,698	委託料	後期医療制度システム運用委託等	44,250
	後期システムカスタマイズ対応経費	6,678		後期システムカスタマイズ対応経費	1,789		後期システムカスタマイズ対応経費	15,429

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	被保険者数（人）	20,510	20,989	21,265	21,600		

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	法定事務であり、被保険者数も毎年増加している。

議（要旨）	
-------	--

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	納付書・納入通知書等	1,468	需用費	納付書・納入通知書等	1,729	需用費	納付書・納入通知書等	1,989
役務費	納入通知書等郵送料	2,534	役務費	郵送料	2,150	役務費	郵送料	3,338
	公金取扱手数料	526		公金取扱手数料	621		公金取扱手数料	626
委託料	口座振替収納テープ作成委託等	1,360	委託料	口座振替収納テープ作成委託等	1,696	委託料	口座振替収納テープ作成委託等	1,914
<small>負担金補助及び交付金</small>	特別徴収經由事務手数料（国保連合会）	0						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	特別徴収率	0.34	0.36	0.36			予算に対する特徴と普徴の収入比率
	普通徴収率	0.4	0.64	0.64			予算に対する特徴と普徴の収入比率
	内、コンビニ収納、口座振替、納付書(%)	8、67、25	8、67、25	8、65、27			普通徴収におけるコンビニ収納、口座振替、納付書納付の割合

（問題点・課題分析）	
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	後期高齢者医療保険の財政運営に係る重要な事業である。

議（要旨）	況（質問状）
-------	--------

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤職員報酬	1,338	報酬	非常勤職員報酬	513	報酬	非常勤職員報酬	600
一般需用費	色上質紙等	0	一般需用費	消耗品	0	一般需用費	消耗品	62
	窓あき封筒等印刷	209		窓あき封筒等印刷	186		窓あき封筒等印刷	356
役務費	督促状等郵便料	340	役務費	督促状等郵送料	105	役務費	督促状等郵送料	530
						委託料	ペイジー口座振替受付料	35

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	収納率（現年分）（%）	98.02	98.00	98.23	98.33		見込みは平成26年度東京都後期高齢者医療保険料対策実施計画より
	収納率（滞繰分）（%）	37.53	41.77	37.99	39.55		見込みは東京都後期高齢者医療広域連合の24年度収納率

（問題点・課題分析）	滞納繰越分は現年分に比較し収納率が著しく低下する。口座振込を進めるなど滞納を防止することが効果的である。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
被保険者の状況把握を強化し、きめ細やかな納付相談を行い、納付をしやすい環境整備を図る。	戸別徴収の業務委託

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	後期高齢者医療保険の財政運営に係る重要な事業である。

議（要旨）	
況（質問）	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	療養給付費等負担金区負担分等	1,472,185	負担金補助及び交付金	療養給付費等負担金	1,482,703	負担金補助及び交付金	療養給付費等負担金	1,600,541
	保険料等負担金	1,469,203		保険料等負担金	1,483,304		保険料等負担金	1,599,941
	保険基盤安定負担金	291,769		保険基盤安定負担金	299,813		保険基盤安定負担金	350,372
	事務費負担金	66,330		事務費負担金	65,886		事務費負担金	62,057
	保険料軽減措置負担金	148,220		保険料軽減措置負担金	149,720		保険料軽減措置負担金	154,228

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	1人当り分賦金額(千円)	156	164	164	169		各負担金合計 ÷ 被保険者数

（問題点・課題 指標分析）	
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	法定の事業であり、現状のまま継続する。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	受給券・窓あき封筒等	419	一般需用費	受給券・窓あき封筒等	435	一般需用費	受給券・窓あき封筒等	1,619
役務費	郵便料（受診券等郵送）	1,046	役務費	郵送料（受診券等）	1,067	役務費	郵送料（受診券等）	1,167
	共同電算処理及び事務費手数料	75		共同電算処理及び事務手数料	76		共同電算処理及び事務手数料	134
委託料	健診業務委託料	169,631	委託料	健診業務委託料	173,005	委託料	健診業務委託料	185,507

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	目標受診率(%)	61	56	58	55	55	後期高齢者医療広域連合 保健医療事業計画(平成26・27年度版)
	健診受診率(%)	59.0	59.3	59.3	59.4		

（問題点・課題分析）	
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	健康部との連携を強化し、対象者の受診率の向上に努める。

議（要旨）	
況（要旨）	

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-26	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	葬祭事業費（後期高齢者）	部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑	担当者名	大島
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-01-01	葬祭事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-04	健康を支える保険・医療体制の確立				
目的	被保険者が死亡した場合、要綱で定める金額を葬祭を行った者に対して支給する。						
対象者等	被保険者の葬祭を行った者。						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者が死亡した場合に、被保険者の「葬祭を行った者」に対して支給する。葬祭を行う者とは、本人との扶養、生計維持、同一世帯の係わりはないとされている。 2 支給金額70,000円（広域連合50,000円、区負担20,000円） 3 葬祭とは葬式のことであり、公葬の場合でも支給できる。 						
経過	<p>平成18年6月 医療制度改革関連法が成立。健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正される。</p> <p>平成20年4月 後期高齢者医療制度施行。都広域連合で支給は行われないため、一般政策（23区共通）で行う。</p> <p>平成22年4月 都広域連合の給付事業となる。 * 都広域連合の給付額は1件5万円、残る2万円は区の上乗せ給付。</p>						
必要性	被保険者の葬儀に要する費用の負担を軽減することの意義は高い。						
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>葬儀執行者の申請に基づき支給する。手続きに必要なもの 1 葬儀費用の領収書又は会葬礼状等 2 葬儀を行った者の金融機関の口座番号 3 印鑑</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）																																							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																																	
予算額	73,714	75,820	83,083	78,990	82,843	86,353	88,604																																	
決算額（26年度は見込み）	60,466	70,503	78,830	78,207	80,944	80,517	88,604																																	
人件費等	1,410	2,525	2,654	2,390	3,162	1,663																																		
減価償却費			1,220	1,089	1,452	676																																		
【事務分担当】（%）	0	0	0	0	0	20																																		
合計（+ +）	61,876	73,028	82,704	81,686	85,558	82,856	88,604																																	
特定財源	0	0	0	0	0	0	0																																	
国	0	0	0	0	0	0	0																																	
都	0	0	0	0	0	0	0																																	
その他	61,876	73,028	82,704	81,686	85,558	82,856	88,604																																	
繰入金																																								
一般財源	0	0	0	0	0	0	0																																	
実績の推移	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事項名</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給付件数（26年度は見込み）（件）</td> <td>863</td> <td>1,006</td> <td>1,124</td> <td>1,115</td> <td>1,156</td> <td>1,148</td> <td>1,230</td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	給付件数（26年度は見込み）（件）	863	1,006	1,124	1,115	1,156	1,148	1,230																
事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																																	
給付件数（26年度は見込み）（件）	863	1,006	1,124	1,115	1,156	1,148	1,230																																	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	申請書等作成用上質紙	0	需用費	申請書用色上質紙	2	需用費	申請書用色上質紙	6
	支給決定通知書送付用封筒印刷	80		支給決定通知書送付用封筒	62		支給決定通知書送付用封筒	121
役務費	郵送料	84	役務費	郵送料	93	役務費	郵送料	109
<small>負担金補助及び交付金</small>	葬祭費	80,780	<small>負担金補助及び交付金</small>	葬祭給付金	80,360	<small>負担金補助及び交付金</small>	葬祭給付金	88,368

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	給付件数(件)	1,115	1,156	1,148	1,230		

（問題点・課題分析）	
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	東京都広域連合の給付事業に、区が上乗せして支給しており、優先度は高い。

議（要旨）	況（質問状）
-------	--------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-27	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	収納管理費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑		
		担当者名	成瀬	内線	2386		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-06-01	収納管理費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	34 年度	根拠	国民健康保険法			
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-04	健康を支える保険・医療体制の確立				
目的	被保険者の保険料収納に関する事務						
対象者等	被保険者						
内容	国民健康保険料の徴収に要する経費（消耗品購入、印刷製本及び委託料）を支出する。 (1) 保険料収納 納付書による自主納付、口座振替及び徴収嘱託員による個別徴収等を行う。 (2) 保険料の督促・催告 督促状を納期限後から2か月後に送付している。催告書は年2回（4月と12月）送付している。平成12年度より督促状を毎月送付しているが、17年度からその発行を1ヵ月早めた結果、収納率向上の一要因となった。また、催告書は年2回の送付とし、18年度からは利用率の少ない納付書は同封せず、お知らせのみとする。（11年度までは督促状は年6回、催告書は年4回送付） (3) 過誤納還付金及び充当 誤納付や重複納付、調定額の変更に伴い過誤納が生じた場合に行う。						
経過	昭和34年12月 国民健康保険発足と同時に事業開始						
必要性	国民健康保険法第76条において「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収しなければならない。」と規定されている。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 自主納付による納期内納付を促し、口座振替を促進している。滞納者には日常の納付相談はもちろん、相談通知を送付し早期の納付を促す。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額		27,218	25,068	23,257	21,926	20,162	20,357	21,054
決算額（26年度は見込み）		17,918	17,353	17,438	17,247	17,512	17,512	21,054
人件費等		40,621	38,931	51,554	46,162	44,762	34,483	
減価償却費				20,335	19,251	23,428	15,954	
【事務分担量】（%）		6	6	7	6	7	472	
合計（+ +）		58,539	56,284	89,327	82,660	85,702	67,949	21,054
特定財源	国	0	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0	0
	その他 繰入金	58,539	56,284	89,327	82,660	85,702	67,949	21,054
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	調定額（現年分） 居所不明分除く（千円）	5,781,389	5,734,545	5,808,159	6,061,599	6,125,669	6,308,591	
	収納額（千円）	4,739,584	4,696,995	4,713,970	4,992,424	5,087,220	5,332,243	
	収納率（%）	81.98	81.91	81.16	82.36	83.05	84.52	
	調定額（滞繰分）（千円）	1,937,522	2,017,494	2,060,958	2,152,481	2,210,939	2,212,995	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
共済費	臨時職員健康保険料等	7	共済費	臨時職員雇用保険料	6	共済費	臨時職員雇用保険料	115
一般賃金	事務補助	1,104	賃金	臨時職員賃金	287	賃金	臨時職員賃金	719
一般需用費	印刷製本（定期納付書等）	2,574	需用費	事務用消耗品、印刷製本	2,596	需用費	事務用消耗品、印刷製本	3,998
役務費	郵送料・公金取扱手数料	10,951	役務費	郵送料、公金取扱手数料	11,844	役務費	郵送料、公金取扱手数料	12,848
委託料	OCR・MT事務処理委託等	2,876	委託料	OCR等事務処理委託	2,779	委託料	OCR等事務処理委託	3,374

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	督促状発送数(枚)	114,290	112,547	109,793			
	催告書発送数(4月)(枚)	14,195	13,424	12,991			

（問題点・課題分析）	
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	国民健康保険の財政運営に係る重要な事業である。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-28	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	収納率向上対策事業		部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑	
			担当者名	成瀬	内線	2386	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-07-01	収納率向上対策事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）	建設事業		それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 平成	5年度	根拠	国民健康保険法、荒川区国民健康保険条例・条例施行規則 ほか			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-04	健康を支える保険・医療体制の確立				
目的	国民健康保険の安定的な財政運営を確保するため、保険料収納の向上を図る。						
対象者等	被保険者（主として保険料滞納者を対象に実施）						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 条例施行規則改正による口座振替原則化に伴い、窓口でペイジー口座振替受付サービスを利用した口座加入を強化する。 2 平日に来庁できない滞納者に対し、休日にも納付相談の機会を設ける。 3 短期証（年2回発行）の交付・資格証明書の発行による、滞納者への接触機会の拡大 現年分以外の滞納者を対象とし、納付相談を行う。長期滞納者に対して資格証明書を交付する。 4 滞納者へ滞納処分（財産調査・差押）を進める。 5 納付案内センター（業務委託）による、未納者への電話・訪問による催告を実施する。 平成27年度完全移行に伴い、徴収嘱託員を段階的に削減（平成26年度8名 5名） 6 徴収嘱託員（5名）による戸別徴収 7 収納代行業者への業務委託により、コンビニエンスストアでの保険料収納を実施（平成18年10月から） 						
経過	<ol style="list-style-type: none"> 1 昭和63年 4月 徴収嘱託員（12名）制度を導入 2 平成12年 11月 介護第1号保険料徴収開始に伴い、徴収嘱託員を14名体制 3 平成18年 4月 滞納整理専門員を導入（人材派遣）、平成22年に非常勤職員の雇用に切替 4 平成25年 4月 滞納整理専門指導員（非常勤）を雇用 5 平成25年 4月 条例施行規則改正により口座振替を原則化 6 平成25年 4月 納付案内センターによる訪問催告及び徴収を開始 7 平成25年 7月 ペイジー口座振替受付サービスを開始 						
必要性	国民健康保険法第76条において「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収しなければならない。」と規定されている。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		75,172	91,781	80,950	80,580	71,141	106,631
決算額（26年度は見込み）		59,729	72,842	63,553	74,405	66,217	85,489	88,728
人件費等		39,515	29,889	38,176	31,400	39,741	44,579	
減価償却費				13,508	12,564	17,910	23,187	
【事務分担量】（%）		5	4	5	4	6	686	
合計（+ +）		99,244	102,731	115,237	118,369	123,868	153,255	88,728
特定財源	国 調整交付金	0	0	0	0	0	3,018	0
	都	0	0	0	0	0	0	0
	その他 繰入金	99,244	102,731	115,237	118,369	123,868	150,237	88,728
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	保険料収納率（%） 荒川区（現年分）	81.98	81.91	81.16	82.36	83.05	84.52	87.67
	23区平均収納率（現年分）（%）	82.49	82.2	82.17	83.68	83.98	84.49	
	23区順位（現年分）（位）	14	13	14	15	14	11	
	保険料収納率（%） 荒川区（滞繰分）	13.06	13.97	12.56	15.08	14.76	15.14	17.56

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤職員報酬	42,137	報酬	非常勤職員報酬	37,556	報酬	非常勤職員報酬	31,848
その他の時間外	時間外勤務手当	2,085	職員手当	時間外勤務手当	2,105	職員手当	時間外勤務手当	2,474
共済費	非常勤職員社会保険料等	6,225	共済費	非常勤職員社会保険料等	5,733	共済費	非常勤職員社会保険料等	5,135
特別旅費	徴収嘱託員旅費	808	旅費	特別旅費	559	旅費	特別旅費	368
一般需用費	印刷製本（資証明書・短期証等）	962	需用費	事務用消耗品、印刷製本費	529	需用費	事務用消耗品、印刷製本費	1,371
役務費	郵送料（催告予告書通知等）	3,335	役務費	郵送料	4,944	役務費	電話料、郵送料	8,894
	コンビニ印刷製本料、情報管理システム料、コンビニ印刷製本料、情報管理システム料、印刷センター	10,665	委託料	業務委託（納付案内センター、ページほか）	32,992	委託料	業務委託（納付案内センター、ページほか）	38,638

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	収納率（現年分）（%）	82.36	83.05	84.52	87.67		26年度は東京都国保財政安定化支援方針の目標値
	収納率（滞繰分）（%）	15.08	14.76	15.14	17.56		26年度は荒川区国民健康保険事業運営方針の25年度目標値

（問題点・課題） （指標分析）	1 滞納繰越分を増やさないためには、現年度の収納率を向上していく必要がある。 2 悪質な滞納者に対しては、財産調査等を行い、差押え等の滞納処分を一層強化していく
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
口座振替原則化に伴い、窓口ではページ口座受付サービスを利用し、納付書による納付から口座振替による納付を促進させる。	口座振替原則化に伴い、口座振替による納付を促進させる。
滞納者の状況把握を強化し、財産調査等を行い、差押え等の滞納処分を強化する。	滞納者の状況把握を強化し、財産調査等を行い、差押え等の滞納処分を強化する。
納付案内センターの実施する電話と訪問による催告を充実させていく。	納付案内センターの実施する電話と訪問による催告を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	国民健康保険の財政運営に係り、優先度の高い事業である。

議（要旨） 況（質問状）	・平成18年一定一般質問 「収納率の向上に向けた取り組み」 ・平成24年一定一般質問 「歳入課の創設、保険料から税への転換」
-----------------	---

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-29	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	一般事務費（福祉年金事務）	部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑		
		担当者名	中村	内線	2416		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-01-01	一般事務費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	34年度	根拠法令等	国民年金法		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-04	健康を支える保険・医療体制の確立				
目的	昭和34年11月に国民年金制度が発足した当時、すでに老齢、障害、母子の状態にあった人や、拠出制の国民年金の加入期間が短く、拠出制の年金が受けられなかった人を対象に全額公費負担により福祉年金を支給し、国民年金制度を経過的・補完的に補い、健全な国民生活の維持及び向上に寄与する。						
対象者等	1 明治44年4月1日以前に生まれた区内在住者（平成24年3月末現在の対象者数：4人） 2 大正5年4月1日以前生まれの区内在住者で、保険料納付期間等が本来の老齢年金受給要件に達しない人（同：0人）						
内容	1 年金額及び支払時期 ・年金額 395,900円（一部支給停止者は312,000円） ・支払時期 4月、8月、12月（希望により11月）の年3回 所得制限額（扶養人数0人の場合） 本人所得1,595千円以下（全額支給） 配偶者・扶養義務者の所得 3,401千円未満（全額支給） 6,287千円以下（一部支給） 2 老齢福祉年金定時届の受付・審査及び所得状況届関係連名簿の作成・送付 3 日本年金機構より審査結果（支給区分、一部停止額）の通知 4 年金証書の回収（4月、8月） 年金証書の回収は日本年金機構で行う。 5 福祉年金受給権者死亡届、未支給福祉年金支給請求書等各種届出書の受付、送付						
経過	昭和34年11月 福祉年金制度発足 昭和61年4月 基礎年金の導入に伴い、福祉年金は老齢福祉年金のみになる。 （障害福祉年金受給者は障害基礎年金に、母子福祉年金受給者は遺族基礎年金に、それぞれ裁定替え。） 平成12年4月 区の事務が国の機関委任事務から法定受託事務になる。 平成18年4月 老齢福祉年金証書の回収業務が、区から東京社会保険事務局に移管される。 平成22年1月 日本年金機構発足（東京事務センター）						
必要性	国民年金法第12条第1項および第4項、第105条第1項および第4項、同法施行令第1条の2において法定受託事務として、区が行う事業と規定されている。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 区では、日本年金機構（東京事務センター）と連携して以下の業務を実施している。 定時連名簿の報告、受給者の生存確認、死亡情報の連絡先等を日本年金機構へ報告（年4回）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額			478	458	493	593	371	337
決算額（26年度は見込み）			376	342	360	438	302	170	225
人件費等			424	407	436	423	413	832	
減価償却費					145	156	161	338	
【事務分担量】（%）			0	0	0	0	0	10	
合計（+ +）			800	749	941	1,017	876	1,340	225
特定財源の推移	国	国民年金事務費交付金	1	342	360	438	302	170	225
	都		0	0	0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0	0	0
	一般財源		799	407	581	579	574	1,170	0
実績の推移	事項名		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	受給権者数（26年度は見込み）（人）		17	8	6	4	4	3	3
	内、全額支給（人）		13	6	4	2	2	2	2
	半額支給（人）		1	1	1	1	0	0	0
	支給停止（人）		3	1	1	1	4	3	3

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	事務用消耗品	127	需用費	図書購入ほか	148	需用費	事務用消耗品、図書	201
役務費	郵送料パソコン通信費	162	役務費	郵送料、パソコン通信費	18	役務費	郵送料、パソコン通信費	19
	国民年金協会分担金	13	負担金補助及び交付金	国民年金協議会及び研修会負担金	4	負担金補助及び交付金	国民年金協議会及び研修会負担金	5
負担金補助及び交付金								

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	高齢福祉年金受給権者数(人)	4	4	3	3		

（問題点・課題分析）	
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	規模は減少傾向にあり、法定受託事務として、現状のまま継続する。

議会議案（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-30	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	基礎年金事務費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑		
		担当者名	中村	内線	2416		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-01-01	基礎年金事務費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 34 年度		根拠	国民年金法・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律			
終期設定	有 無 年度		法令等				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-04	健康を支える保険・医療体制の確立				
目的	20歳以上60歳未満の方（厚生年金加入者等を除く・60歳以上70歳未満は任意加入）が対象となる国民年金への加入をはじめとした国民年金制度に係る各種届出受付時に、迅速かつ正確な事務処理を行うこと、及び日本年金機構の国民年金関連業務に対して協力連携を行うことによって、区内在住者の年金権確保を図っていくことを事務事業の目的とする。						
対象者等	区内在住者全般（うち、適用事務は20歳以上70歳未満の厚生年金等未加入者、年金保険料免除等事務は20歳以上60歳未満の第1号被保険者《自営業や学生の方など》を、それぞれ対象とする）						
内容	<p>適用事務 国民年金への加入届をはじめとする各種届出書の受理、審査及び年金事務所への送付事務 給付事務 国民年金制度における各種年金・一時金（老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・死亡一時金など）や特別障害給付金に係る裁定請求書や各種届出書の受付及び年金事務所への送付事務 年金保険料免除等受付事務 国民年金保険料（26年度は、15,250円/月）の各種免除・猶予制度等に係る申請書の受付及び日本年金機構への送付事務 広報事務 国民年金制度の周知を目的とした諸事業（「あらかわ区報」への記事掲載・区ホームページへの情報掲載）</p>						
経過	<p>昭和34年 4月 国民年金法公布 昭和35年 10月 適用事務開始 昭和36年 4月 保険料徴収事務 昭和57年 1月 外国人の適用始まる 昭和61年 4月 全国民を対象とする基礎年金制度の導入 平成 3年 4月 学生の適用開始 平成 9年 1月 基礎年金番号制の導入 平成12年 4月 区の年金事務が国の機関委任事務から法定受託事務へ・学生納付特例制度創設 平成14年 4月 保険料の収納及び第3号被保険者に係る届出受付が国へ移管・半額免除制度創設 平成17年 4月 特別障害給付金制度及び若年者納付猶予制度創設 平成22年 1月 日本年金機構発足</p>						
必要性	国民年金法第12条第1項および第4項、第105条第1項および第4項、同法施行令第1条の2において法定受託事務として、区が行う事業と規定されている。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 区報・窓口配布案内及び日本年金機構との連携によるパンフレット等の充実により実施。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額			2,089	1,954	10,322	12,303	14,425	14,809
決算額（26年度は見込み）			1,544	1,431	9,812	12,204	14,251	14,127	17,034
人件費等			63,564	73,871	63,472	66,427	63,180	54,227	
減価償却費					24,780	28,612	26,849	22,038	
【事務分担量】（%）			10	11	9	9	8	652	
合計（+ +）			65,108	75,302	98,064	107,243	104,280	90,392	17,034
特定財源の推移	国	国民年金事務費交付金	1,544	1,431	9,812	12,204	14,251	14,127	17,034
	都		0	0	0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0	0	0
	一般財源		63,564	73,871	88,252	95,039	90,029	76,265	0
実績の推移	事項名		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	受給者数（老齢基礎年金等）（人）		39,113	40,983	40,719	41,504	42,801	43,931	
	被保険者関係届書受付件数（件）		4,338	4,303	3,998	4,089	3,611	3,539	
	免除等申請書受付件数（件）		8,455	8,422	8,521	7,803	8,950	9,904	
	国民年金特集号発行部数（部）		72,000	82,000					

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤報酬	11,973	報酬	非常勤職員報酬	11,907	報酬	非常勤職員報酬	14,234
共済費	非常勤社会保険料	1,668	共済費	非常勤職員社会保険料等	1,728	共済費	非常勤職員社会保険料等	2,060
職員旅費	近接地内旅費	8	旅費	常勤及び非常勤職員旅費	9	旅費	常勤及び非常勤職員旅費	16
一般需用費	消耗品及び印刷製本（届出書等）	535	需用費	事務用消耗品、印刷製本	434	需用費	事務用消耗品、印刷製本	643
役務費	郵送料	67	役務費	郵送料	49	役務費	郵送料	81
備品購入費								

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	受給者数（老齢基礎年金等＋障害基礎年金等）（人）	41,504	42,801	43,931			国民年金制度による年金等受給者数（25年度は未確定）
	被保険者関係届書受付件数（件）	4,089	3,611	3,539			国民年金加入届ほか、国民年金被保険者に係る各種届出書受付件数
	免除等申請書受付件数（件）	7,803	8,950	9,904			国民年金保険料に係る免除等の申請書受付件数

（問題点・課題分析）	退職等により、厚生年金等から国民年金への新規加入あるいは再加入手続をしないといけないところを手続をしないため、未納期間をつくってしまい、年金受給資格期間を満たせない者がいる。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
日本年金機構（荒川年金事務所）との連携等により、国民年金制度の案内を充実させ、加入手続きの忘れ等がないように周知する。	引き続き、日本年金機構（荒川年金事務所）との連携等により、国民年金制度の案内を充実させ、加入手続きの忘れ等がないように周知する。
平成23年度から実施した年金ネットサービス等をより活用し、相談業務を充実させる。	平成23年度から実施した年金ネットサービス（現在、都内で7区市町村が実施している）等をより活用し、相談業務を充実させる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	法定受託事務である。

議（要質問）	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年三定一般質問 「国民年金への不信が増大していることに対し、分かりやすく理解される年金制度を目指し、社会保険事務所との連携を強化することについて」 平成19年二定一般質問 「区として、年金制度等の相談体制をとり、社会保険事務所への裁定請求や問い合わせに必要な書類の発行を無料にして便宜を図ることについて」
--------	---